

北広島市小規模事業者臨時支援金のよくあるお問い合わせ

No	お問い合わせ	回答
1	従業員数5人以下が要件となっていますが、どのような勤務の場合に当てはまりますか？	就業規則などで定める就業時間で勤務する正規職員で、週の営業日の半分以上勤務している場合となります。
2	いつ時点の従業員数で判断するのですか？	申請日時点の従業員数となります。
3	複数店舗経営している場合の売上減少の比較は事業者単位ですか、店舗単位ですか？	店舗単位ではなく事業者単位で判断します。
4	居住地（個人事業主の場合）、または登記（法人の場合）が市外にあり、店舗が市内にある場合は対象になりますか？	市内に店舗があれば対象となります。
5	代表者が市内に居住していて、店舗がすべて市外にある場合は対象になりますか？	市内に店舗があることが要件のため対象外となります。
6	複数店舗経営している場合、市内に本店がなくても対象となりますか？（市外に本店、市内に支店の場合）	本店・支店などの区分は関係なく、市内に店舗があれば対象となります。
7	複数店舗経営している場合、店舗の件数分の支援金をもらうことができますか？	店舗ごとに支給の対象となります。 なお、前年同期比で売上減少率が20%以上50%未満の場合は「10万円×店舗数」、0%を超え20%未満の場合は「5万円×店舗数」となります。
8	市内と市外に1店舗ずつある場合は複数店舗扱いとなりますか？	複数店舗扱いとなりません。対象は北広島市内にある店舗のみです。

No	お問い合わせ	回答
9	個人事業者で出張型の事業を実施している場合は、市内に居住していれば対象となりますか？	様々な場所に出向いて行う事業の場合は、拠点（自宅又は事務所）が市内であれば対象となります。
10	店舗を持たないフリーランスの場合は対象となりますか？	店舗を持たない場合は、拠点（自宅又は事務所）が市内であれば対象となります。
11	持続化給付金の手続きを行いました、まだ支給を受けていません。（結果が出ていない）対象となりますか？	手続きの有無ではなく、前年同期比で売上減少率が0%を超え50%未満であることなどの要件を満たせば対象となります。
12	北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の手続きをして支給を受けていますが対象となりますか？	北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び「経営持続化臨時特別支援金」の支給対象外となっている事業者が要件となっていますので、手続きの有無や実際に支給を受けたかどうかではなく、休業要請等の対象施設かどうかで判断します。
13	北広島市の「休業協力支援金」の手続きをして支給を受けていますが対象となりますか？	北広島市の「休業協力支援金」支給対象外となっている事業者が要件となっていますので、手続きの有無や実際に支給を受けたかどうかではなく、休業要請等の対象施設かどうかで判断します。
14	複数店舗経営しており、休業要請の対象となっている施設と休業要請の対象となっていない施設を営んでいる場合、対象となりますか？	店舗単位で支給されますので、休業要請の対象外施設についてのみ、支給要件すべてに該当すれば対象となります。
15	月の売上が前年同月比で50%以上減少しています。白色確定申告により申請した結果、持続化給付金の対象となりませんでした。対象となりますか？	白色確定申告による申請の場合、持続化給付金と同じ要件で審査した結果、売上減少率が50%未満となれば対象となります。（前年の年間売上高÷12で前年の単月売上を算出します。）

No	お問い合わせ	回答
16	前年と今年を比べると売上は増加しているが、売上の減少率が最も大きい月については、売上減少率0%を超え50%未満である場合は対象となりますか？	前年と比べて売上が増加していても、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比で売上が1円以上減少している場合は対象となります。
17	本支援金の対象事業者になるか判断が付きません。例えばどのような業種が考えられますか？	全ての業種を対象としていますが、従業員数の少ない事業者として、例えば診療所、歯科医院、鍼灸・接骨院、小売店、理容・美容院、保険代理店などを想定しています。また、店舗を持たないフリーランスなども対象となります。
18	売上減少率が20%未満の時点で申請し、5万円が支給されたのですが、その後20%以上50%未満となった場合追加で5万円の申請はできますか？	申請することができます。ただし、申請書、誓約書、該当月と前年同月の売上がわかる書類の提出が必要となります。